



平成 27 年 10 月 23 日

各 位

名古屋市中区錦一丁目 10 番 20 号
ジャパンベストレスクューシステム株式会社
代表者名 代表取締役 榊原 暢宏
(コード番号：2453 東証・名証 第一部)
問合せ先
執行役員 管理部長 葛川 遼佳
電話番号：052-212-9908

課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、平成 27 年 10 月 16 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」でお知らせいたしましたとおり、同日付で、過年度の有価証券報告書等の訂正に關して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する金 1 億 6,509 万円の課徴金納付命令を發出するよう勧告を行った旨の公表がなされ、その後、課徴金についての審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領いたしました。

当社は、本日開催の取締役会において、同通知書に記載の課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、金融庁からの課徴金の納付命令の決定に従い、当該課徴金（納付すべき課徴金の金額金 1 億 6,509 万円）を納付いたします。

また、本件に伴う平成 27 年 9 月期業績への影響については、現在精査中ではありますが、今後業績に重大な影響を与えると判明した場合には、速やかにお知らせいたします。詳細は、本日付で別途開示する「特別損失の計上に関するお知らせ」をご参照ください。

株主及び取引先をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。何卒ご理解いただき、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上